

さいたま市規則第107号

さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(適用除外に係る許可申請等)</p> <p>第6条 <u>条例第7条第5項第1号又は第2号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第7条第5項第3号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項各号に掲げる書類等</u></p> <p>(2) <u>条例第7条第5項第3号に掲げる広告物又は掲出物件に該当することを証する書類等</u></p> <p>3 <u>前2項の許可については、第3条第2項の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(点検項目)</p> <p>第16条の2 <u>条例第18条の2第1項の点検は、<u>広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について実施するものとする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">(点検を実施する者)</p> <p>第16条の3 <u>条例第18条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第29条第1項第2号から第5号までに掲げる者</u></p>	<p style="text-align: center;">(適用除外に係る許可申請等)</p> <p>第6条 <u>条例第7条第5項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の許可については、第3条第2項の規定を準用する。</u></p>

(2) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習の修了者

(3) 前2号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

(点検の適用除外)

第16条の4 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件とする。

(1) はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕（つりさげを含む。）、置き看板、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物

(2) 条例第7条第1項、第2項及び第6項に掲げる広告物又は掲出物件で、法令の規定により条例第18条の2第1項の点検と同程度の点検を実施することとされているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が条例第18条の2第1項の規定による点検の必要がないと認めるもの

(許可手数料の減免)

第20条の2 条例第26条第2項の規定により手数料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が条例第7条第5項第3号に掲げる広告物又は掲出物件について、第3条第1項又は第9条第1項の規定による申請をする場合 10分の100

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が相当と認める割合

別表第2（第7条関係）

1～3 [略]

4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類	基準
全ての広告物	1 周辺の景観に調和した色彩、意匠等に配慮すること。 2 広告物又は掲出物件には、広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てる旨が明示されていること。
建造物利用	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から1

別表第2（第7条関係）

1～3 [略]

用 告 告	廣 告	<p>2メートル以下であること。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>(1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の10分の1以下又は総表示面積10平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4.8メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が1.2メートルに満たないときは、地上から1.2メートル以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>
壁 面 利 用 廣 告		<p>1 総表示面積は、10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは、軒高以下であること。</p> <p>3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
突 出 し 廣 告		<p>1 総表示面積は、6平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。</p> <p>3 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。</p> <p>4 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建 造 物 か ら 独 立 し た 廣 告		<p>1 表示面積は、10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。</p>
バ ス 停 上 屋 利 用 廣 告		<p>1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。</p>
廣 告 幕 (つ り さ げ を 含 む)		<p>長さが1.5メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。</p>
廣 告 旗		<p>1 表示面積は、2平方メートル以下であること。</p>

	<p>2 高さは、3メートル以下であること。</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。</p>
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	<p>袖（そで）付広告</p> <p>1 縦の長さが1.2メートル以下で、かつ、出幅が0.6メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p> <p>3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。</p>
	<p>巻付広告</p> <p>上端の高さが地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から1.2メートル以上であること。</p>
はり紙、はり札及び立看板	<p>1 はり紙又ははり札にあつては表示面積は1平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。</p> <p>2 同一の場所又は物件に並べて表示しないこと。</p> <p>3 はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。</p>
置き看板	<p>1 表示面積は、2平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは、2メートル以下であること。</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。</p>
アーチ利用広告	<p>1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあつては路面から5.5メートル以下、車道上にあつては路面から7.5メートル以下であること。</p> <p>2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3.5メートル以上、車道上にあつては路面から5メートル以上であること。</p>

	3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上から1.2メートル以上であること。
標識利用広告	表示面積は、0.5平方メートル以下であること。
自動車利用広告	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 広告宣伝用自動車を利用するもの (2) (1)以外のもので、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの

第2条 さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(表示又は設置の許可申請等)	(表示又は設置の許可申請等)
<p>第3条 条例第6条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第1号）正副2通に次に掲げる書類等（<u>条例第18条の2第1項ただし書又は同条第2項ただし書に該当する場合にあつては、第1号から第5号までに掲げる書類等</u>）を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>第16条の4第1項に規定する報告書（提出する日前3月以内に作成したものに限る。）</u></p> <p>2 <u>前項の許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な広告物に係るものである場合において市長が必要がないと認めるとき又は条例第16条第6項の規定による届出がされたときは、前項第1号から第5号までに掲げる書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。</u></p>	<p>第3条 条例第6条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第1号）正副2通に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な広告物に係るものである場合において市長が必要がないと認めるとき又は条例第16条第6項の規定による届出がされたときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p>

3 市長は、第1項の規定による申請に関し許可をしたときは屋外広告物等表示（設置・変更・改造）許可書（様式第2号）により、許可をしないこととしたときは屋外広告物等表示（設置・変更・改造）不許可通知書（様式第3号）により前項の申請書を提出した者に通知するものとする。

（適用除外に係る許可申請等）

第6条 条例第7条第5項第1号又は第2号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に第3条第1項各号に掲げる書類等（条例第18条の2第1項ただし書又は同条第2項ただし書に該当する場合にあっては、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる書類等）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第5項第3号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号に掲げる書類等（条例第18条の2第1項ただし書又は同条第2項ただし書に該当する場合にあっては、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる書類等）

(2) [略]

3 前2項の許可については、第3条第3項の規定を準用する。

（許可の期間の更新申請等）

第9条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書（様式第4号）正副2通に次に掲げる書類等（第16条の3に規定する広告物又は掲出物件にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類等）を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 第16条の4第1項に規定する報告書（提出する日前3月以内に作成したものに限る。）

(4) 点検者が屋外広告士又は第16条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

2 [略]

（変更等の許可申請等）

第10条 [略]

2 市長は、前項の規定による申請に関し許可をしたときは屋外広告物等表示（設置・変更・改造）許可書（様式第2号）により、許可をしないこととしたときは屋外広告物等表示（設置・変更・改造）不許可通知書（様式第3号）により前項の申請書を提出した者に通知するものとする。

（適用除外に係る許可申請等）

第6条 条例第7条第5項第1号又は第2号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第5項第3号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書正副2通に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号に掲げる書類等

(2) [略]

3 前2項の許可については、第3条第2項の規定を準用する。

（許可の期間の更新申請等）

第9条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書（様式第4号）正副2通に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第18条第2項に規定する広告物又は掲出物件にあっては、第16条第1項に規定する報告書（提出する日前3月以内に作成したものに限る。）

2 [略]

（変更等の許可申請等）

第10条 [略]

<p>2 前項の許可については、<u>第3条第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p><u>第16条の2</u> [略]</p> <p><u>第16条の3</u> [略]</p> <p><u>(屋外広告物等点検報告書)</u> <u>第16条の4 条例第18条の2第4項に規定する報告は、屋外広告物等点検報告書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。</u> 2 前項の報告書は、<u>条例第18条第2項の規定により管理する者が置かれているときは、その者が点検し、作成するものとする。</u></p>	<p>2 前項の許可については、<u>第3条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(広告物等点検報告書)</u> <u>第16条 条例第18条第4項に規定する報告は、屋外広告物等点検報告書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。</u> 2 前項の報告書は、<u>条例第18条第2項の規定により管理する者が置かれているときは、その者が点検し、作成するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2</u> [略]</p> <p><u>第16条の3</u> [略]</p> <p><u>第16条の4</u> [略]</p>
--	--

様式第11号を次のように改める。

屋外広告物等点検報告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

報告者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

現在の許可番号	年 月 日付け			第	号	
表示・設置の場所						
設 置 数		点 検 年 月 日		年 月 日		
点 検 者	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
	資格名称					
点検箇所	点 検 項 目			異常の有無	改善の概要	
基礎部・ 上部構造	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有	無	
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき		有	無	
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有	無	
支持部	1	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有	無	
	2	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落		有	無	
取付部	1	アンカーボルト・取付け部プレートの腐食・変形		有	無	
	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等		有	無	
	3	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有	無	
広告板	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		有	無	
	2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損		有	無	
	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり		有	無	
照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光		有	無	
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水		有	無	
	3	周辺機器の劣化、破損		有	無	
その他	1	付属部材の腐食、破損		有	無	
	2	避雷針の腐食、損傷		有	無	
	3	その他点検した事項（ ）		有	無	

注

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。